

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 北九州市町上津役土地区画整理事業の新たに施工地区となるべき区域
を表示する図面の縦覧【建築都市局まちづくり推進部区画整理課】

2

北九州市公告第94号

北九州市町上津役土地区画整理事業の新たに施行地区となるべき区域の公告の申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第19条第2項の規定により次のとおり公告し、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第68条の規定により当該区域を表示する図面を公衆の縦覧に供する。

なお、新たに施行地区となるべき区域内の宅地（公共施設の用に供されている国又は地方公共団体の所有する土地を除く。）について未登記の借地権を有する者は、この公告の日から1月以内に北九州市長に対し、その借地権の目的となっている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第16条第1項及び第2項に規定するところにより、その借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

平成31年2月18日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 新たに施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称
北九州市八幡西区町上津役東一丁目の一部
- 2 新たに施行地区となるべき区域内の土地の地番
北九州市八幡西区町上津役東一丁目1475番1、1475番4及び1475番5の全部並びに1475番8の一部
- 3 縦覧期間及び縦覧時間
平成31年2月18日から同年3月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 縦覧場所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建築都市局まちづくり推進部区画整理課